

熊谷市自治基本条例（案）

提 言 書

平成19年3月24日

熊谷市まちづくり基本条例検討委員会

熊谷市まちづくり基本条例検討委員会

委員長 山口 雅功

委員 出浦 尚明 高橋 明代

依田 悦代 新 秀明

小谷野操男 上村 悦子

清水 知昭 梁瀬 勇治

飯田 重幸

検討委員会経過

第 1 回 平成 1 8 年 1 0 月 7 日 (土)

第 2 回 平成 1 8 年 1 0 月 1 4 日 (土)

第 3 回 平成 1 8 年 1 1 月 1 1 日 (土)

第 4 回 平成 1 8 年 1 1 月 2 5 日 (土)

第 5 回 平成 1 8 年 1 2 月 9 日 (土)

第 6 回 平成 1 9 年 1 月 1 3 日 (土)

第 7 回 平成 1 9 年 2 月 3 日 (土)

第 8 回 平成 1 9 年 2 月 2 4 日 (土)

第 9 回 平成 1 9 年 3 月 1 0 日 (土)

第 1 0 回 平成 1 9 年 3 月 2 4 日 (土)

熊谷市自治基本条例の構成

第1章 総則

目的 用語の定義

第2章 基本原則

市民参加の原則 協働の原則 情報共有の原則

第3章 市民の権利及び責務

市民の権利 市民の責務

第4章 市議会の責務

議会の責務 議員の責務

第5章 市長及び職員の責務

市長の責務 職員の責務

第6章 参加及び協働

市民参加及び協働の推進 審議会等の委員の選任
自主的なまちづくり活動の推進 コミュニティ

第7章 市政運営

情報公開 個人情報保護 説明責任 応答責任
意見公募手続 都市経営 行政評価

第8章 自治基本条例の推進体制

自治基本条例推進委員会の設置

第9章 最高規範

最高規範

第10章 条例の見直し

条例の見直しと改正

熊谷市自治基本条例（案）

私たちのまち熊谷市は関東の母なる二大河川荒川と利根川を市域に抱えた初めての都市として誕生し、埼玉県北部において中心的な役割を担っています。

その大河の流れと悠久の歴史の中で、先人たちは豊かな大地の恵みを受けて、幾多の困難を乗り越えながら誇りある伝統と文化を育んできました。

そして今、刻々と変化する現代にあって、未来を想い子どもたちの夢に希望を託すとき、私たち熊谷市民は自由・平等・友愛・平和の精神を基本とし、進取の気概をもって魅力的な地域社会を築いていかなければなりません。

そのためには、自由には責任があり権利には義務が伴うことを自覚し、お互いの理解と尊重をもとに、役割を分担し協力し合う中で、自治の基本となる考え方や仕組みを明確にすることが必要です。

よって、ここに市民を主体とした参加と協働による自治の実現を基本理念とした熊谷市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

1 目的

この条例は、熊谷市の自治の基本原則を定め、自治の推進に関する市民、議会、行政等の役割を明らかにするとともに、市民主体のまちづくりを推進し、もって豊かで活力のある地域社会の実現を目的とします。

2 用語の定義

この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

市民 市内に住み、働き、学び、若しくは活動する人又は次号に規定する事業者をいいます。

事業者 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む個人及び団体をいいます。

市 市議会及び執行機関をいいます。

執行機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

まちづくり 住み良いまち、豊かで活力のある地域社会をつくるための活動をいいます。

協働 まちづくりのために、市民及び市が、それぞれの役割及び責任を自覚し、課題の解決に向け共に考え行動することをいいます。

コミュニティ 地域社会を形成する組織及び集団をいいます。

第2章 基本原則

1 市民参加の原則

まちづくりは、市民一人ひとりが主体となり推進することとし、市は、市民に

市政への参加の場と機会とを保障することを原則とします。

2 協働の原則

市民及び市は、それぞれの役割及び責任を自覚し、知恵を出し合いお互いの協働によりまちづくりを進めることを原則とします。

3 情報共有の原則

市民及び市は、市民参加及び民主的な市政運営の推進のために、まちづくりに関する情報を共有することを原則とします。

第3章 市民の権利及び責務

1 市民の権利

- (1) 市民は、まちづくりの主体であり、市政に参加する権利を有します。
- (2) 市民は、市政に関する情報を知る権利を有します。

2 市民の責務

- (1) 市民は、前条に定める権利を行使して主体的にまちづくりに参加するよう努めます。
- (2) 市民は、自ら有する知識及び能力を、まちづくりにいかすよう努めます。
- (3) 市民は、自ら考え行動するために学ぶよう努めます。
- (4) 事業者は、市民の一員として地域社会との調和を図り、広く地域社会に貢献するよう努めます。

第4章 市議会の責務

1 議会の責務

- (1) 議会は、市民の代表である議員による意思決定機関であることから、市政の監視や立法の権限を行使し、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。
- (2) 議会は、議会情報の公開を進め、透明性を確保し、民主的な運営に努めます。

2 議員の責務

- (1) 議員は、積極的に市民の意向把握に努め、広く地域社会に貢献するよう努めます。
- (2) 議員は、議会及び議員活動に関する情報、市政の状況等について、市民に説明するよう努めます。

第5章 市長及び職員の責務

1 市長の責務

- (1) 市長は、この条例の基本理念の実現のため、誠実かつ公正に市政運営に当たります。

(2) 市長は、市政運営に当たっては、市民参加の機会を拡充し、市民の意見を適切に反映するよう努めます。

2 職員の責務

(1) 職員は、常に自己研鑽に努め、全体の奉仕者として誠実、迅速かつ公正に職務を遂行します。

(2) 職員は、職員としてはもとより、一市民としても、積極的にまちづくりの推進に当たります。

第6章 参加及び協働

1 市民参加及び協働の推進

(1) 市民及び市は、市民参加及び協働による事業の推進に努めます。

(2) 市長は、重要な施策の立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的に参画できるよう努めます。

(3) 市長は、この条例に基づき、市民参加及び協働によるまちづくりを推進するための体制を整備します。

2 審議会等の委員の選任

市長は、審議会等の委員を選任するときは、その委員の一部を公募により選任するよう努めるとともに、男女の均衡や年齢層に配慮して選任するよう努めます。

3 自主的なまちづくり活動の推進

(1) 市民は、地域社会に貢献する自主的なまちづくりを推進します。

(2) 市長は、市民による自主的なまちづくりを促進するために、市民との連携を図るとともに、情報の提供、相談その他必要な措置を講じます。

4 コミュニティ

(1) 市民は、地域の自主的な課題解決のため、地域コミュニティの意義と必要性を理解し、積極的に参加するよう努めます。

(2) 市は、活力ある地域社会の実現に寄与する地域コミュニティの育成を図るとともに、その活動を守り育てるよう努めます。

第7章 市政運営

1 情報公開

市長は、市政に関する情報を公開するとともに、市民に分かりやすい方法で適切に情報提供するよう努めます。

2 個人情報保護

市は、市民の権利や利益の保護を図るため、個人情報を適正に保護します。

3 説明責任

市長は、重要な施策の立案、実施及び評価の各過程において、市民にわかりやすく説明するよう努めます。

4 応答責任

市長は、市民のまちづくりに関する提案、意見、苦情及び要望に対して速やかに、かつ、誠実に応答するよう努めます。

5 意見公募手続

市長は、市民生活に関する重要な条例や計画の策定等に当たっては、意思決定前にその内容を公表し、市民に意見を求めるとともに、意見に対する考え方を公表します。

6 都市経営

(1) 市長は、行政組織の簡素化を推進し、最小の経費で最大の行政サービスを行うよう努めます。

(2) 市長は、計画的、効率的かつ効果的な施策の展開により健全な財政運営に努めます。

(3) 市長は、行政サービスを受ける市民間の負担の適正化を図るよう努めます。

7 行政評価

市長は、施策の成果目標を明確にして事業を行い、効率的かつ効果的な市政運営を行うために行政評価を実施し、その結果を検証し、施策に反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報をわかりやすく公表します。

第8章 自治基本条例の推進体制

1 自治基本条例推進委員会の設置

(1) この条例が適切に運用されているか見守るため、自治基本条例推進委員会を設置します。

(2) 自治基本条例推進委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

第9章 最高規範

1 最高規範

この条例は、自治の基本を定めた最高規範であり、市民及び市は、これを誠実に遵守します。

第10章 条例の見直し

1 条例の見直しと改正

市長は、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じてこの条例を見直します。